

用語解説・索引
参考文献等

2023

用語解説

あ

生きる力

平成8年7月の中央教育審議会答申で提言された、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力のことであり、この「生きる力」を育むことが、現行及び新学習指導要領の理念となっている。

「生きる力」とは、

- ① 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ② 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性
- ③ たくましく生きるための健康や体力 など。

いじめ

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。（「障害者の権利に関する条約」第24条）

家読（うちどく）

家族で同じ本を読み、感想を話し合うなど、家族みんなで本に親しむことを通して、家族のコミュニケーションを図るとともに、読書の楽しさを身につけようとする取り組み。

栄養教諭

子どもの栄養の指導（食に関する指導など）及び管理を担当する職員。

か

外国語指導助手

主に、小学校・中学校での外国語教育に従事する外国人指導者。（ALT：Assistant Language Teacherの略）

学校健全度

建物ごとに実施した部位別（「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上」「電気設備」「機械設備」）の評価をもとに、総合的な劣化状況を100点満点で数値化する評価指標として、学校別の健全度を算出したもの。

学校支援地域本部

学校のさまざまな教育活動を支援するため各中学校区単位の設置され、方針の決定や支援内容等について企画や立案を行う「運営委員会」、ボランティアの確保や学校との連絡調整などの実質的な運営に関わる「地域コーディネーター」、実際に支援活動を行う「スクールヘルパー」から構成される組織。令和2年度から地域学校協働本部に名称を変更し、地域と学校との連携・協働を推進している。

学校評価

学校教育法の改正（平成19年）に伴い、各学校・園が、教育活動やその他の学校運営の状況について自ら評価を行うことを通し、学校運営の改善や教育水準の向上に努めるよう規定されたもの。

北九州市人権行政指針

北九州市が、人権を尊重するまちづくりを進めるために、平成17年11月に策定した行政指針。日常生活の中に人権を尊重することが文化として定着するよう「人権文化のまちづくり」を標榜する。指針の基本理念は、①人間の尊厳、②自立、③共生・協創。人権教育・人権啓発の推進は、指針の重要な柱となっている（平成29年10月第1次改訂、令和2年10月第2次改訂）。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりに、働くことの意義や目的など望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身に付けさせる教育、自分の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

【用語解説】

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。（「障害者の権利に関する条約」第2条）

子ども会

地域に居住する子どもが集団遊びやスポーツ・レクリエーション活動、野外活動などを通じて、自主性や創造性、仲間との連帯感を深めることを目的に活動している社会教育関係団体。

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立つて、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人ひとりについて作成した計画。

さ

肢体不自由者（児）

①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記などの日常生活における基本的な動作が不可能または困難な程度の者。②肢体不自由の状態が①号に掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者。

市民税

市民税には、個人の市民税と法人の市民税とがあり、それぞれ均等割と所得割（法人は法人税割）の2つから構成されている。

個人の市民税所得割とは、納税者の所得に応じて負担するもの。

個人の市民税均等割とは納税者の所得の多少にかかわらず均等の額を負担するもの。

情緒障害

情緒の現われ方が偏っていたり、その現われ方が激しいような状態を、自分の意思ではコントロールが難しい状態が継続し、学校生活や社会生活に支障となる特性をいう。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校1年生について、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態。

少人数・習熟度別指導

基礎学力の向上ときめ細かな指導をねらいとして、従来の学級単位とは異なる少人数での学習集団を組織して行なう指導の在り方や、学習内容に関連する既習事項や当該の学習内容そのものの習熟の程度等に応じて、学習グループ編成や教材、指導過程などの工夫を施し、個に応じた指導の実現を図ること。

少年サポートチーム

教員OBと警察官OBからなるチームを組織し、学校、教育委員会、警察等関係機関の連携のもと、問題行動を起こす児童生徒やその保護者らに対し、学校訪問・家庭訪問等を通しての支援や薬物乱用防止教室などの啓発活動を行うことにより、問題行動の未然防止や早期解決を図る組織。

食育

生きる上の基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

自立活動

障害のある子どもが自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を基盤を培うことを目標とした特別支援教育における重要な学習指導のひとつ。

特別支援教育を行う特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等で指導を行う。

スクールカウンセラー

児童生徒などの臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師などの「心の専門家」。全中学校に配置、全小学校に派遣。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関との連携の強化を図ったりする「福祉の専門家」。

スクールヘルパー

保護者や地域の方が、学校に登録し、子どもの安全対策、授業の支援などに従事するボランティア。

た

確かな学力

「生きる力」の知の側面として捉えた力であり、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力なども含むもので、学ぶ意欲を重視した、これからの子どもたちに求められる学力とされ、知識や技能はもちろんのこと、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。

地域学校協働活動事業

地域の方々、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）を推進する。各中学校区単位で、従来の「学校支援地域本部」を基盤とする「地域学校協働本部」を設置し、教育委員会が委嘱する「地域学校協働活動推進員（旧地域コーディネーター）」や、スクールヘルパーを中心に、学校支援活動や学びによるまちづくり、地域活動などの様々な活動を実施

する。

知的障害者（児）

①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者。②知的発達の程度が①号に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者（「学校教育法施行令第22の3」）。

中一ギャップ

一般的に小学校から中学校への進学と同時に、学習や生活の変化に適応できず、不登校やいじめが急増する現象。

長期欠席

学校に在籍している児童生徒が、病気や不登校等の理由を問わず、年間30日以上学校を欠席すること。

通級による指導

学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別な指導（自立活動）を特別の場で受ける教育形態。対象は、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱及び身体虚弱者である。（知的障害者については、対象とされていない。）

特区制度を活用して設立した学校

国の構造改革特区制度の規制緩和を活用することにより設立された学校。北九州市では、体験活動や社会的自立といった特性を活かした教育を実現するために、平成18年4月に、3校が設立された。

特別支援教育

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

【用語解説】

は

病弱者（児）

①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度の者。②身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

ま

マイスター教員

北九州市教育委員会では、教員の指導力の向上を図るため、特に高い指導力のある教員を「マイスター教員」として認定している。「マイスター教員」は、他の教員への指導・助言といった役割を担っている。

その他

A D H D

注意欠陥多動性障害（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

A E D

A E D（自動体外式除細動器）とは、命に関わる重症の不整脈である心室細動が発生した際に、電気ショックを患者に与え、心室細動を正常に戻す装置である。A E Dは、心臓リズムを調べ、電気ショックが必要であるか否かを自動的に判定し、電気ショックを与える機器である。

A S D

自閉症スペクトラム障害（Autism Spectrum Disorder）の略。自閉症や自閉症のグループとされる障害をすべてまとめて、「自閉症スペクトラム」と呼ばれることが増えてい

る。「ASD」という呼び方が日本でも一般的になっている。

I s 値

構造耐震指標（Seismic Index of Structure）の略。建物の構造的な耐震性能を評価する指標。I s値が大きいほど耐震性が高い。I s値の目安として、0.3未満の建物は、大規模な地震（震度6強以上の地震）に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとされている。

I C T

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。IT（Information Technology：情報技術）とほぼ同義に用いられるが、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。

L A N（local area network）

同一ビルや施設等比較的狭いエリアに分散して設置されている情報通信機器を、光ファイバー等を使って相互に結び付けてネットワーク化し、情報処理、事務処理など高度で多彩な通信サービスの総合的、効率的な提供を行うもの。

L D

学習障害（Learning Disabilities）の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。